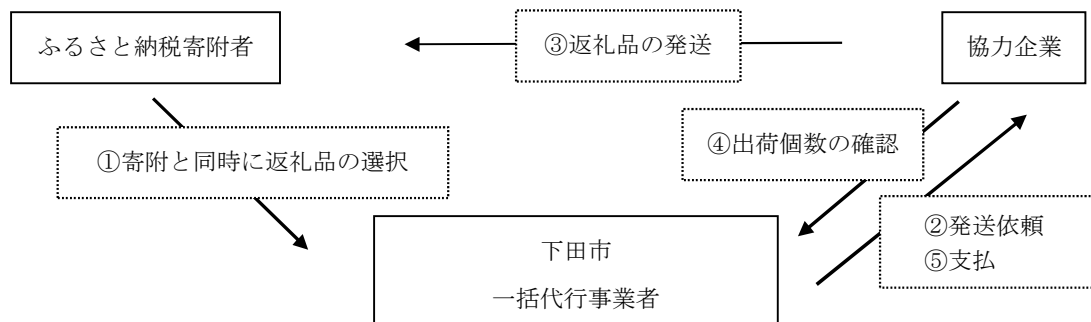


下田市ふるさと応援寄附制度協力企業募集要領

1 目的

「ふるさと応援寄附制度（ふるさと納税）」を活用し、地域産業のPR、活性化と市への寄附金の増加を図るため、寄附者に返礼品として贈呈する商品やサービスを提供していた
だく企業（以下「協力企業」という。）を募集します。

2 事業の流れ



3 お礼の品とりまとめ委託先

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適
正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があり、返礼品の運営委託とりまとめ業者とし
て下記会社を指定します。

株式会社さとふる（サイト：さとふる） 〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン 13F URL http://www.satofull.jp/
シフトプラス株式会社（サイト：楽天ふるさと納税、ふるさとパレット、ふるさとチョイス、ふるなび、JRE MALL ふるさと納税、ローソンふるさと納税、Amazon ふるさと納税） 〒400-0053 山梨県甲府市湯田 2-12-18 URL http://www.shiftplus.co.jp
株式会社JTB（サイト：ふるぽ） 〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町2-1-25 JTBビル4階 URL http://furu-po.com/
株式会社静岡伊勢丹（サイト：三越伊勢丹ふるさと納税） 〒420-0031 静岡市葵区呉服町1丁目7番地 URL https://mifurusato.jp/

株式会社一休（サイト：一休.com ふるさと納税） 〒102-8282 東京都千代田区紀尾井町 1-3 紀尾井タワー10 階 URL https://furusato.ikyuu.com/
株式会社 DMC aizu（サイト：ふるさと応援納税） 〒969-3102 福島県猪苗代町字葉山 7105 番地 URL https://shimoda-ec.dmc-aizu.com/

4 募集の要件

以下（ア）～（カ）の全てに適合していることが要件となります。

- （ア）下田市内に事業所もしくは製造所等がある法人又は個人事業者であること。ただし、市長が特に認めた場合を除く。
- （イ）代表者等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団員等でないこと。
- （ウ）市税の滞納がない事業者であること。
- （エ）下田市の魅力を伝えられるものであり、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等を提供できること。
- （オ）総務省が定める地場産品基準に適合すること。
- （カ）平成31年総務省告示第179号第5条第3号イの規定に基づき、返礼品等の製造された物等を提供する場合、各商品について様式1を提出すること。
- （キ）商品情報の開示が可能であること。また、地場産品基準や食品表示法といった商品に関する法令を遵守し、遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行う事。

返礼品の価格は、寄附金額の3割以下とし、また下田市の経費を含め5割以下となるようにします。

返礼品の価格は、送料を除き、消費税、梱包料等の必要経費を含みます。

<寄附金額算定例>

区分	返礼品の価格	区分	返礼品の価格
7,000 円	900 円	30,000 円	8,100 円
8,000 円	1,200 円	35,000 円	9,600 円
10,000 円	1,800 円	50,000 円	14,100 円
12,000 円	2,400 円	100,000 円	29,700 円
14,000 円	3,000 円	150,000 円	45,000 円
15,000 円	3,300 円	180,000 円	54,000 円
20,000 円	4,800 円	200,000 円	60,000 円

5 応募方法

「下田市ふるさと応援寄附制度 協力企業エントリーシート」(様式第 1 号)に必要な事項を記入し、税務課の発行する「市税完納証明」を添付した上で、市役所企画課までご提出ください。

6 個人情報の保護

協力企業は、この事業による業務を処理するため別途各一括代行業者との契約に基づき個人情報の取り扱いについて遵守しなければなりません。

※ただし、返礼品発送の際に同梱した商品パンフレット等により、寄附者から商品申込、問合せ等があったことにより得た個人情報については、この限りではありません。

7 協力企業の決定方法

検討委員会での審査により協力企業を決定し、結果を後日申込者にご連絡いたします。

8 その他留意事項

(ア) 協力企業は、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故、寄附者からの苦情等の問題が発生した場合には、速やかに下田市へ報告するものとします。

なお、品質等による補償やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。

また、下田市が必要と認める場合には、協力企業様に対し調査（実地調査を含む）を行えることし、協力企業様はそれに応じていただきます。

(イ) 申請内容に虚偽があった場合や市に損害を及ぼす行為があった場合、食品返礼品の産地名の不適切な表示等、各種法令に違反した場合には返礼品の登録を中止し、取引を中止します。また損害賠償請求をする場合もございますのでご注意ください。

(ウ) 協力企業の登録は、2 年度に 1 回更新があります。登録初年度を含む 2 年度ごとに返礼品について検討を行い、魅力ある品物を提供できるよう努めていただきます。

(エ) 登録の際に、ホームページ等で使用する写真の撮影や、梱包状態の確認のため返礼品のサンプルを提供していただきます。

(オ) 発送依頼等のやりとりを E メールにて行いますので、インターネット環境を整えていただく必要があります。

9 申込・問合せ先

下田市役所 企画課 ふるさと納税担当

〒415-0011 下田市河内 101 番地の 1

T E L : 0558-22-2212 F A X : 0558-27-1007

メールアドレス : kikaku@city.shimoda.lg.jp